

令和6年度第2回行政区長・町内会長会議 議事録

●開催日 令和6年11月13日（水）午後1時30分から午後2時30分

●場 所 美瑛町役場4階委員会室

●出席者

○行政区長 27人

○町 角和町長、吉川副町長、新村総務課長ほか職員8人 計11人

●議 案 別紙のとおり

●議 事

1 開会 司会：新村総務課長

2 町長あいさつ 角和町長より

3 議題

(1) 令和6年度除雪計画について（資料No.1）

①建設水道課より説明（斉藤係長）

▽町では、より効率的な除雪が行えるよう除雪体制を確立し、雪が原因となる交通事故の防止に努め、積雪状況や気象状況に応じた対応を実施する事で、雪のある暮らしが安全・安心で快適に過ごせるよう本計画を策定しております。しかし、除雪・排雪には膨大な費用と多くの労力がかかります。少しでも効率よく行えるよう町民一人一人のご理解とご協力のほどよろしくお願いいたします。

▽「1 除雪の出動基準」

車道は、概ね15cm以上、歩道は、概ね7cm以上の積雪としております。ただ、行政区域が広大であり、降雪状況や吹込みといった気象条件によって差が生じますので、あくまでも目安としてご理解ください。

▽豪雪時には、交通量の多い路線、バス路線を優先的に実施します。こちらについては、添付してあります図面のNo.4、5にてご確認ください。

▽「3 除雪の工区割」

郊外の除雪は2つの工区、市街地の除雪については、4つの工区と町直営に分けて実施します。委託業者につきましては記載のとおりとなっております。

▽「4 安全な交通の確保について」

- ①幅員確保及び交差点の見通しの悪さの解消に努めます。
- ②交差点・踏切・急な坂道など、滑り止め防止の砂散布を実施します。
- ③急激な気象の変化や路面圧雪状況により路面整正等を実施します。
- ④各関係機関と連携した迅速かつ効率的な除雪作業に努めます。

▽「5 排雪について」

市街地・白金地区・美馬牛市街地については、道路の幅員確保や交差点等の見通しの悪さの解消など、交通の安全を確保するため堆雪状況に応じた運搬排雪を年1～2回程度実施します。なお、気象状況の変化により、方法や回数が変わる場合があります。

昨年度（令和5年度）から町公式ラインにて市街地の排雪実施時期と路線を事前に周知しております。今年度も公式ラインにて周知する予定ですので、是非とも事前のご登録の周知をお願いします。

▽「6 雪割について」

冬期間通行止めとなる雪割路線につきましては、適宜雪割りを実施していきます。

例年ですと、4月以降、順次雪割り作業を実施していきますが、可能な限り農作業に影響を生じないように、進めていきたいと思っております。

▽「7 雪捨て場について」（一般の方用）

4 t以下の車両については原野3線の雪捨て場を利用して頂き、4 tを超える車両については原野6線雪捨て場、または美沢10線雪捨て場をご利用願います。

利用可能時間は、午前8時30分から午後5時までとしております。交通安全のためにも徐行運転をお願いします。

▽除雪にあたってのお願い

□特に、車庫前に段差を解消する目的で置かれているブロック等は、除排雪時に大きな事故を引き起こす原因となり、作業されている人はもとより、付近にいる方にも被害が及ぶ可能性があります。

担当が路線の巡回も行いますが、除雪作業の支障になるものは、早めに撤去をお願いします。

□例年ご意見をいただくことの多い案件として、除雪時の玄関先や車庫前など、間口に残る雪の処理が大変であるとの声を受けます。除雪作業に当たっては、極力配慮をしながら作業を進めておりますが、間口に残る雪につきましては各ご家庭で処理いただくことで、ご理解をいただきたいと思ひます。

このことにつきましては、広報12月号に掲載し、町民の方々に周知の上、ご理解とご協力をお願いしていきまひます。

□昨年度、個人での大型重機による公園への雪入れが行き過ぎ、公園遊具を壊す事例が発生しました。町として、公園への雪入れについては制限をしませんが、行き過ぎた行為・過度な雪入れについては町内会を含め相談をしていきたくひと思ひます。

また、施設を壊してしまつた場合、原因者の方に修繕をお願いする事となります。注意しなければならない箇所・物がある場合、事前に目印を立てるなどの対応をお願いしまひます。

▽除雪連絡体制について

除雪に関わる連絡先を載せておりますので、お気づきの点等がござましたら、ご連絡や情報提供をいただければと思ひます。

▽図面No.1（郊外車道除雪の路線図）

緑色の路線と黄色の路線につきましては、除雪を実施しない区間ですが、緑色の路線は、春に雪割を行う路線となっております。

▽図面No.2（市街地車道除雪の路線図）

作業の工区割については右下の凡例の通りとなっております。

▽図面No.3（市街地歩道除雪の路線図）

工区割は右下の凡例の通りです。

▽高齢者・障害者世帯の間口処理につきましては、地区民生委員の方の調査により、保健福祉課で集約させていただいた世帯に、長めの除雪ポール（シルバーポール）を設置しております。

間口の除雪は歩車道の除雪が終わつた後に作業に入ります。

▽最後に、別件にはなりましたが、「今年度、令和6年分の町道及び町河川の補修要望調査」に係る結果報告につきましては、今月中に郵送させていただ

きます。

また、「翌年度、令和7年分の補修要望調査」につきましては10月上旬に郵送しております。締め切りは1月末までとなっておりますのでよろしくお願いいたします。

②質疑

▽特になし

(2) 固定資産評価補助員の推薦について (資料 No. 2)

①税務課より説明 (平田課長補佐)

▽固定資産評価補助員につきましては、地方税法に基づき、固定資産評価員(副町長)が行う調査事項について補助することが業務となります。

▽これまでも各行政区からの推進に基づき、選任をさせていただいてきたところですが、令和7年3月末をもって2年の任期が満了することから、新たな補助員の推薦をお願いするものです。

▽補助員に就任される方をお願いする事項としては、5月頃に開催予定の連絡会議にご出席いただくことと、資料に掲載しております担当地区内で住宅等の新築、増築、滅失等があった際の情報提供となります。家屋については、役場でも情報収集を行っておりますが、町内全域を随時確認することは難しく、確認申請等が不要なものもあるため、補助員の皆様から寄せられる情報提供が重要なものとなっております。特に滅失については、町で状況調査していない場合は翌年度も課税されることとなりますので、お気づきの際にご連絡をいただくと助かります。

▽以上となりますが、複数行政区からの推薦をお願いする地域もあることから、報告については2月末までとさせていただいておりますが、早めに決まる場合は随時ご報告いただけますと幸いです。

▽内容につきまして、何か不明な点がございましたら税務課資産税係にお問い合わせくださいますようお願いいたします。

②質疑

▽補助員に年齢制限は設けられているか。

→年齢制限は設けておりません。

(3) 第48回寛仁親王記念 丘のまちびえい宮様国際スキーマラソンの開催
について(資料No.3)

①文化スポーツ課より説明(佐藤課長補佐)

▽「1 大会概要」

本大会の開催に当たり、彬子女王殿下の御臨席を賜り、国際スキー連盟・公益財団法人全日本スキー連盟・北海道セブンスタースキー組織委員会公認を受けたスキーマラソンとして、多くの方々がクロスカントリースキーに親しむ環境を整え開催します。

▽「2 大会日程(予定)」

令和7年2月15日(土)に開会式、16日(日)に本大会を行います。大会当日、宮様コース、クロスカントリースキーコース、歩くスキー共に9時スタートの予定です。

▽「4 コースの設定について」

本大会のコースについては、主に美瑛川堤防を利用したコース設定の予定です。今のところ農地をコースとして使用する予定はありませんが、やむを得ず農地や耕作地を使用させていただく場合には、地権者並びに耕作者各位に土地の使用のご承諾をいただいた上で、コースを整備させていただきます。

スキーコース整備にあたりましては、道路横断箇所に車両の進入止めの目印を設置するなど、細心の注意を払いながら進めます。

▽「5 交通規制箇所について」

開催期間中は、白金・美沢・市街地において、コースが道路を横断します。美沢橋については、道路上(歩道)にコースを設置するほか、片側交互通行規制を実施する予定ですので、付近を通行する際にはご不便ご迷惑をおかけしますが、何卒ご協力をお願いいたします。

なお、交通規制を行う箇所については、美瑛町ホームページ・広報びえい2月号及び防災無線等で町民の皆さまへお知らせいたします。

▽「6 その他」

大会当日は、町内はもちろん道内外からも選手が参加しますので、町民の皆さまのあたたかいご声援をよろしくお願いいたします。

何かご不明な点がありましたら、実行委員会事務局までご連絡いただければと思います。

②質疑

▽特になし

(4) 地域活動推進一括交付金（仮）について（資料 No. 4）

①総務課より説明（餌取課長補佐）

▽本件は、令和4年度から行政区長会議に際しましてご説明しております「地域活動推進一括交付金」の導入に係る内容となります。

▽「1 検討の経過」

□本制度は、令和4年度から、アンケート調査や新しい制度のニーズ調査等をお願いし、行政区長会議での意見交換など、行政区長・町内会長の皆さまから御意見を伺いながら、検討してまいりました。

□本年4月に開催いたしました行政区長会議では、新しい一括交付金の導入イメージについて、各種事務手続の簡略化を図るとともに、現行の補助金制度の見直しにあわせて、新たに、環境整備に係る機材の購入や会館の解体費用、行政区会館に付随する施設の整備等の補助範囲の拡大など、これまで助成対象としていなかった範囲の拡充を進めることについて確認させていただきました。

□本日の会議では、前回確認させていただいた基本的な考え方を踏まえて、制度内容の説明をさせていただきたいと考えております。

▽「2 新しい制度（案）について」（※別冊資料）

□（1）地域活動推進一括交付金（仮称）について

◎資料1ページは、昨年11月の行政区長会議にてお示しさせていただいた、新しい交付金制度の概要資料となります。

◎資料左上、「行政区・町内会等の取組について」に記載のとおり、「暮らしやすい地域コミュニティづくりや維持」のため、道路清掃や環境美化、会館の維持管理、お祭りなどの地域イベントなど、取組を進められておりますが、現在の制度は、それぞれの活動内容に応じて、役場内のそれぞれの課で補助金等の支出している状況です。

◎この状況を、資料右上、「一括交付金のイメージ」にありますとおり、総務課所管の事務取扱交付金や建設水道課所管の街路灯管理事業補助金など、様々な交付金や補助金を一括で交付できる仕組みとすることで、地域それぞれの特色をいかした取組を活性化し、町民主体の自治を推進することとしております。

◎資料左下、「交付金内訳イメージ」、右下の「導入スケジュール」につきましては、続いての資料でご説明いたしますので、後ほどご高覧願います。

□（２）「新制度の手続きのイメージ」

◎２ページは、現在の手続きのイメージです。

この図は、左側に地域側、右側に町側の各担当課を記載しておりますが、それぞれの活動に対して、例えば行政区会館の備品を購入する場合には、総務課に手続、街路灯のLED化を進めるのであれば建設水道課に手続、という形で、事業を所管するそれぞれの課とやり取りを進めていただいております。

◎３ページは、新制度の手続きのイメージです。

行政区・町内会で事業を行う場合の補助金について、これまでそれぞれの課と手続していただいたものを、図の赤色でお示ししており、新しい制度に基づく交付金の手続を総務課が一括して行うことで、行政区・町内会の事務の簡略化を進めてまいります。

◎なお、例えば、街路灯の球が切れた、ゴミステーションに散乱したゴミがあるなど、個別の事案についての協議については、図の緑色でお示ししておりますとおり、これまでどおり、それぞれの課で対応させていただきます。

□（３）新制度の項目別の内容について

◎細かい数値で申し訳ございませんが、こちらの区分は、これまで町で行っていた補助金等の制度を再編し、新たに必要な制度を加えたものを一覧にした内容です。

◎表の一番左側の列をご覧ください。こちらに「定額型」と「申請型」の二つの区分を記載しております。

新しい交付金制度は、これまでの制度をあわせた形となりますので、基礎数値を基に算定していた「定額型」のものと、それぞれ必要に応じて申請されていた「申請型」のものに、大きく二つに分かれます。

◎まず、定額型の部分は、これまでの事務取扱交付金と同じように、町内会の半数、加入戸数などの基礎数値に応じた区分によって、それぞれ規則で定めた単価をかけた交付金を支出する仕組みのものとなります。

◎定額型の部分で、青色でお示した（１）行政区活動費は、①地域社会活動費、②町政協力活動費、③自治活動拠点維持費の３分類とし、「行政区にお支払いする活動費の区分です。黄色でお示した（２）町内会活動費については、①地域社会活動費、②町政協力活動費、③安全安心費、④支えあい活動費の４分類とし、町内会にお支払い活動費の区分です。

◎なお、こちらの表の中ほどに記載しており交付金単価につきましては、これまでの制度に元々ありました単価に準じており、変更していません。

◎新しく追加となった制度等は、続いての資料でご説明させていただきます。

◎続いて、申請型の部分となります。

こちらの制度は、地域のイベント、会館の修繕、備品購入、街路灯の設置、ゴミステーションの整備など、それぞれの行政区、町内会が個別で申請していただくタイプのものとなります。

緑色でお示ししております、①地域活性化助成費、②自治活動拠点整備費、③安全安心施設等整備費、④環境美化活動推進費の４分類で構成されており、行政区、町内会それぞれがご活用していただく内容となります。

◎こちらも交付率の割合をお示ししておりますが、定額型と同様に、元々ありました補助率に準じており、変更していません。

◎また、表にお示ししている単価等については、１１月段階の数値となっておりますので、今後の議会による予算審査等によって変更となる

可能性があることを御了承願います。

◎続いて、資料5ページに、「新しい交付金制度で導入予定、拡充予定の仕組み」についてご説明いたします。

◎変更点は大きく8点で、青色でお示ししている①～④までが定額型の部分、緑色でお示ししている⑤～⑧までが、申請型の部分です。

□（4）新制度移行後の交付見込み額について

◎6ページの表は、二つの行政区における令和5年度の基礎数値を基に、定額型の交付金を試算したもので、表の左側の青色の部分が、令和5年度の補助金額となります。

◎こちらを、新しい制度に移行し、先ほどご説明いたしました基準で算出しますと、①のケースで、約58千円の増額、②のケースで約256千円の増額となる見込みです。

□（5）新制度の手続スケジュールについて

◎7ページの青色でお示ししている部分が、定額型交付金の手続の流れ、緑色でお示ししている部分が、申請型交付金の手続の流れです。

◎表の左側から、令和6年度、令和7年度、令和8年度と、それぞれ月ごとの流れを記載しております。

◎今後の詳しい流れにつきましては、改めてご説明の機会を設けることとしておりますが、基本的に現在の制度と同様に、11月行政区長会議にて、基礎数値や事業内容の聞き取りを行い、翌年4月の行政区長会議以降に数値等の確認、それぞれの事業実施後に報告をいただく流れを想定しております。

▽「3 今後の進め方（案）について」

□（1）新制度説明会の開催

本日ご説明しました新制度につきましては、来年、令和7年1月中旬頃に行政区及び町内会の役員の皆さまを対象とした説明会の開催を予定しております。

新しい制度の内容、手続の方法、個別事案の協議など、担当職員の方から改めてご説明させていただく予定です。

なお、開催については、改めて文書でご案内させていただきます。

□（２）定額型交付金の基礎数値、申請型交付金の申請予定事業の調査

◎①定額型交付金については、算出の基礎数値となる、戸数、班数、各行政区・町内会で所有されている街路灯数・ゴミステーション数などについて、町で把握している数値を確認させていただき、

◎②申請型交付金については、行政区会館の整備・備品の購入、街路灯の整備、ゴミステーションの設置など、個別に申請予定の事業について聞き取りをさせていただきます。

なお、こちらの調査につきましては、制度説明会のご案内にあわせて、別途お知らせさせていただきます。

□（３）行政区及び町内会の会計口座の登録について

◎これまで補助金等の口座振込に当たりまして、口座名義と申請者が別の場合、各行政区等に、それぞれ補助金ごとに、数回、振込口座に係る委任状を提出していただいております。

◎新制度導入後は、事前に行政区等の会計口座を町に登録していただき、あわせて委任状を提出いただくことで、複数回行っていただいていた手続を一括化するよう検討しております。

◎なお、銀行口座名義に、行政区長及び会計部長等の御名前が使用されている場合は、行政区長・町内会長就任届の提出時等に、会計口座名義の変更届を提出いただく必要がありますので、ご了承願います。

▽これまでのアンケート結果やこれまでいただいたご意見を参考といたしまして、本日までご説明させていただきました新交付金制度の検討を進めてまいりました。内容に御意見をいただけると幸いです

本日いただいた御意見を参考としながら、より良い制度設計に努めてまいりますので、引き続き自治活動の推進に御理解・ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

（５）行政区長就任届等の提出について（資料 No. ５）

①総務課より説明（樋上主事）

▽年が明けまして行政区、町内会と役員改選が行われるかと存じます。役員改選が行われましたら、行政区長様につきましては、資料の二枚目に添付している様式にご記入をお願いいたします。

▽町内会長様分につきましては、各町内会長様あての文書と報告様式を資料として3枚目・4枚目に添付しているほか、町内会数分を印刷し、クリップ止めをして封筒に同封させていただきました。

▽各町内会長様へ配布・回収をいただきまして、とりまとめの上総務課までご提出をお願いいたします。

▽期日につきましては、特段設けておりませんが、改選が1月からと4月から、それぞれあるかと思われますので、改選となりましたら、随時ご提出をお願いいたします。お手数をおかけし、大変恐縮ではございますが、よろしく願い申し上げます。

②質疑

▽特になし

(全体を通しての質疑)

▽特になし

4 閉会 司会：新村総務課長（午後2時30分）

以上